

第1章 地域福祉活動計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨と背景

第4次地域福祉活動計画(以下、「第4次活動計画」という)は、第3次地域福祉活動計画(以下、「第3次活動計画」という)の期間(2017(平成29)年度から2021(令和3)年度まで)終了後、引き続き、誰もが安心して生活できる地域をつくるために、市社協が事務局となり、住民や関係団体、専門機関、行政などがお互いに協力して地域福祉の推進を目的とする民間計画として策定します。

福井市は、市街地、新興住宅地、山間部、海岸部と多様な地理的条件、歴史的経緯が異なる49の地区で成り立っています。市内の高齢化率は2021(令和3)年10月現在で29%を超え、超高齢社会が進行しています。また、地域コミュニティの人と人のつながりの希薄化をはじめとした社会構造の変化や、新型コロナウイルス感染症の影響で生活様式の根本的な見直しを余儀なくされるなど、第3次活動計画の期間中にも社会情勢の大きな変化が生じました。このような状況の中、公的な福祉サービスだけでは地域における福祉課題の解決は困難であり、地域社会のつながりによる助け合い、支え合いの役割はますます重要となっています。

2 第4次地域福祉活動計画の策定

(1) 基本的な考え方

第3次活動計画は体系的に整理された内容で取り組みが明確化されていたため、第4次活動計画でも基本的な構成は引き継いで、地域福祉活動の課題やニーズを改めて調査し、その結果に基づいた体系を定めました。

その上で、第3次活動計画から引き続き取り組む必要がある課題や、十分に取組みなかつた課題については、継続・発展的に取り組むものとし、現在の地域の情勢を反映した内容としました。

第4次活動計画の体系は「力を合わせて 地域福祉で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、これを実現するため、3つの基本目標「ひとづくり」、「つながりづくり」、「まちづくり」、続いて基本目標ごとに3つずつの「活動の柱」、さらに活動の柱ごとに2項目ずつの「取り組み内容」(計18項目)を定めました。

そして、第3次活動計画と同様に、取り組み内容ごとに市社協と一緒に関わっていただきたい住民や団体、5年後の目標を記載すると共に、新たに評価指標を明示し、取り組みの方向性を明確にした行動計画としています。

なお、福井市では2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの第4次地域福祉計画(以下、「行政計画」という。)の策定を行います。行政計画では福井市における地域福祉の基本的な施策を策定することになっています。

(2) 課題及びニーズの抽出方法

第4次活動計画の作成にあたっては、下記の2つの方法で課題及びニーズを抽出し、計画に反映しています。

①既存の調査結果から

市や市社協が行った各種調査(P42、43参照)のうち、地域福祉活動に関する課題及びニーズを抽出しました。

②関係機関・団体のヒアリング及び懇談会から

関係機関・団体のヒアリングを中心に幅広い意見などを集約し、その意見を策定委員会に提案、第4次活動計画に反映させることを目的に、2021(令和3)年5～8月にかけて次の4分野ごとに開催しました。

- 1)高齢者分野
- 2)障がい者分野
- 3)子ども・子育て分野
- 4)地域福祉分野

(それぞれの分野で協力いただいた関係機関・団体名は、P42、43参照)

<ヒアリング及び懇談会の内容>

- ・関係機関・団体における現状、課題、今後の方向性
- ・地域福祉活動を推進していくために必要なサポート
- ・地域におけるつながりや連携の現状と課題の確認

3 計画の期間

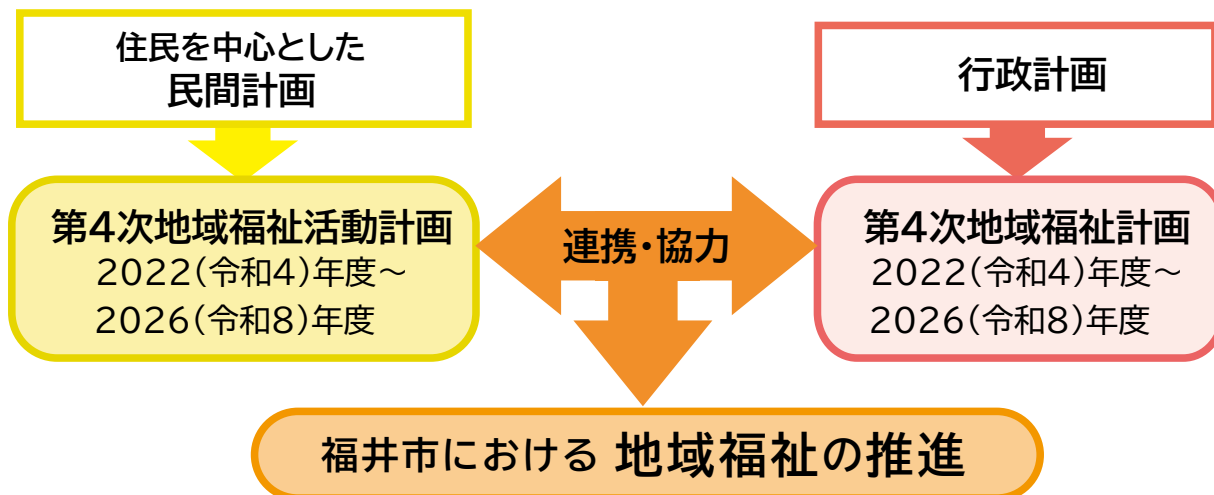
第4次活動計画の期間は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度までの5年間を見通したものとします。



4 計画の位置づけ

社会福祉法107条では、地域福祉を推進するための行政計画として「市町村地域福祉計画」が位置づけられています。一方、同109条では、市社協は地域福祉を推進することを目的とする福祉団体と位置づけられています。

第4次活動計画は、市社協が福井市内の地区社協、社会福祉法人、当事者団体、ボランティアなどの住民・民間と力を合わせて具体的な活動や事業を推進する計画とします。



【参考】社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。